

# 東南アジア・オセアニア地域

## 税務ニュース 2025年3月号

March 2025 | Volume 41



### 目次

1. 今月のハイライト	p.1	
2. 各国税務ニュース(2025年2月28日時点)	p.2-3	
シンガポール	オーストラリア	マレーシア
フィリピン	ベトナム	タイ
4. セミナー情報	p.4	
5. 各国問い合わせ先	p.5	

### 今月のハイライト

- シンガポール財務省は2025年2月18日に2025年度予算案を公表しました。本予算案にはシンガポール証券取引所への新規上場企業などに対する税制優遇措置、法人税リベートの導入、株式譲渡に係るキャピタルゲイン非課税特例の恒久化など複数の税制改正項目が含まれています。各種制度の詳細は2025年第2四半期および2025年第3四半期までに公表される予定です。
- オーストラリアにおいて、Pillar2に関する詳細な定義や具体的な計算方法が記載されたPillar2ルールの登録、過少資本税制の第三者債務テストと再編に関するATOガイダンスの草案の公表が行われました。
- マレーシアにおいて、印紙税の税務調査フレームワークが公表されました。この公表に従い、既に印紙税に特化した実地調査も開始されているため、マレーシア法人においては印紙税の納付状況の確認が重要となっています。
- フィリピンにおいて2025年2月に優遇税制の大幅な改正を含んだCREATE MORE法の施行細則が公表されました。この施行細則は2月20日に新聞で公告され、即日有効となっています。

## 各国税務ニュース(2025年2月28日時点)

シンガポール

### 2025年度予算案の公表



財務省は2025年2月18日に2025年度予算案を公表しました。税務上の主なトピックは以下の通りですが、各種制度の詳細は2025年第2四半期および2025年第3四半期までに公表される予定です。

- シンガポール証券取引所(SGX)への新規上場企業およびSGX上場企業に対し投資を行うファンドマネージャーに対する税制優遇措置イノベーション活動に係る費用分担契約に基づく支払に対する所得控除の導入
- すべてのシンガポール法人に対する50%の法人税リベート(最大40,000シンガポールドル)の導入
- 株式譲渡から生じるキャピタルゲインに対する非課税特例(Section13W)の恒久化、および対象資産の範囲および保有割合に係る条件の一部変更
- 金融セクターに対する税制優遇措置の拡充(Financial Sector Incentive(FSI)およびInsurance Business Development(IBD)による軽減税率への新しいTier1(5%)の創設、S-REIT/S-REIT ETFへの税制優遇措置の延長など)

海運企業に対する税制優遇措置の拡充(シンガポールベースの船舶／海上コンテナ保有者が支払う利子にかかる源泉税免除規定の導入、Maritime Sector Incentive(MSI)の既存インセンティブの拡充および延長、リース料に係る源泉税免税規定の延長など)

2025年度予算案に関するコメントリーの和訳(主要5項目、それ以外)もあわせてご覧ください。

---

オーストラリア

### Monthly Tax Update February



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

- オーストラリアの第2の柱(Pillar2)ルールに関する「租税(多国籍企業 - グローバルおよび国内最低課税)ルール2024」の登録
- 過少資本税制の第三者債務テストと再編に関するATOのガイダンスの草案の公表
- オーストラリアのパブリック国別報告に関する法律の登録
- 国別報告 - ローカルファイルショートフォームに関するインストラクションの発表
- ATOの簡略化された移転価格記録保持オプションに関する実務コンプライアンスガイドライン PCG 2017/2 の更新
- ビルド・トゥ・レント(BTR)優遇税制についての最新動向
- 新たなグリーンアルミニウム生産クレジットの発表
- フランク配当金を賄うために調達された資本に関するATOコンプライアンスアプローチ PCG 2024/D4 の発表

マレーシア



#### 印紙税の税務調査フレームワークの公表

2026年より印紙税が賦課課税方式から自主申告方式に移行するのに先駆けて、税務当局による印紙税調査の枠組みをまとめた印紙税調査フレームワーク(Stamp Duty Audit Framework)が公表されました。これに従い、既に印紙税に特化した実地調査も開始されており、マレーシア現地法人においては、印紙税の納税状況の確認が重要になっています。

フィリピン



#### 優遇税制に関する CREATE MORE 法の施行細則(IRR)の公表

優遇税制の大幅な改正を含む CREATE MORE 法【Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises to Maximize Opportunities for Reinvigorating the Economy Act. (経済再活性化のための機会の最大化)- 共和国法第 12066 号】は 2024 年 11 月 28 日に発効し、その施行細則(“IRR” - Implementing Rules and Regulations)の公表が待たれていました。2025 年 2 月 17 日、財務大臣および貿易産業大臣が優遇税制に関する CREATE MORE の IRR に署名し、2025 年 2 月 20 日に新聞で公告され、即日有効となっています。

ベトナム



#### 電子商取引運営事業者に対して個人所得税徴収を義務付ける政令案

政府は、電子商取引およびデジタルプラットフォームでの事業活動に対する税務管理に関する政令を発行する予定です。この政令では、国内外の電子商取引プラットフォームの運営者に対して、プラットフォームから利益を得ている個人および非居住者に代わって税金(個人所得税および付加価値税を含む)を源泉徴収して支払うことを義務付けます。この政令草案は、2025 年 4 月 1 日に発行予定です。

#### 多国間管轄当局協定(MCAA CbCR)への署名

2025 年 1 月 3 日、ベトナムは国別報告書の交換に関する多国間管轄当局協定(MCAA CbCR)に署名しました。

タイ



#### 仕入 VAT の案分に係る追加ガイダンス

2025 年 2 月 5 日、タイ歳入局はタイ国外で商品を販売する事業者に対する付加価値税について、歳入局通達 Paw. 164/2568 を公布しました。これは 2025 年 2 月度以降の月次 VAT 申告から適用されます。

当該追加ガイダンスでは、VAT 登録事業者は、まず共通費に係る仕入 VAT 発生額から、VAT の課税対象外である事業活動から発生する収益の比率に相当する仕入 VAT を除外しなければならないと規定されています。この除外後、VAT 登録事業者は残余分の共通費に係る仕入 VAT を、状況に応じて月次の VAT 申告で売上(Output)VAT から控除として使用することができます。

## セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 税とサステナビリティに関する情報開示の取り組み

PwC では税の透明性向上のための取り組みの一環として、世界の大企業の税務情報の開示状況に関してグローバルでの調査を実施しており、2024 年 11 月に「Global Tax Transparency and Tax Sustainability Reporting Study」として最新の調査結果を公表しています。

本セミナーでは、この調査結果の概要と日本企業にとって重要と考えられるポイントを解説するとともに、それを踏まえて日本企業が税の透明性を高めるための取り組みの進め方についてお話しします。

配信期間： 2025 年 2 月 26 日(水)～5 月 30 日(金)

詳細および登録リンク： <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1250226.html>

### 東南アジア子会社のガバナンスとリスクマネジメント

#### — タイの不正・サイバーインシデント事例と日本親会社の管理態勢 —

日系企業にとって東南アジア地域の重要性がますます高まるなか、グループ全体でのガバナンス構築への要求も一層強いものとなっています。一方で、東南アジア地域においてはガバナンス・コンプライアンスに対する意識の醸成が発展途上の段階であり、リスク対応が不十分な場合も少なくありません。

本セミナーでは、親会社としてのガバナンスと現地事情に即した現場対応を効果的に組み合わせるための情報を提供いたします。

配信期間： 2025 年 2 月 3 日(月)～5 月 30 日(金)

詳細および登録リンク： <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/a1250203.html>

### 2025 年度税制改正 速報解説

PwC 税理士法人は 2025 年 1 月 28 日(火)より、日本の 2025 年度税制改正の主な改正項目について解説するオンラインセミナーをオンデマンド配信しています。

配信期間： 2025 年 1 月 28 日(火)～2025 年 6 月 30 日(月)

詳細および登録リンク： <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1250128.html>

## 各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

**共同統括責任者** 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

**PwC税理士法人(日本)** 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

**PwCインドネシア** 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、石山 洋平、  
水野 直樹、井上 由貴、余村 裕樹  
問い合わせ先: [id\\_jbd@pwc.com](mailto:id_jbd@pwc.com)

**PwCタイ** 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦  
問い合わせ先: [th\\_jbd@pwc.com](mailto:th_jbd@pwc.com)

**PwCベトナム** 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之  
問い合わせ先: [vn\\_jbn@pwc.com](mailto:vn_jbn@pwc.com)

**PwCフィリピン** 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔  
問い合わせ先: [ph\\_jbd@pwc.com](mailto:ph_jbd@pwc.com)

**PwCマレーシア** 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子  
問い合わせ先: [my\\_pwc\\_japandesk@pwc.com](mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com)

**PwCシンガポール** ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、山本 尚紀、海谷 亮介、野木 玄  
問い合わせ先: [sg\\_japan\\_desk\\_tax@pwc.com](mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com)

**PwCオーストラリア** 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将  
問い合わせ先: [au\\_japan@pwc.com](mailto:au_japan@pwc.com)

## Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界149カ国に及ぶグローバルネットワークに370,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.